

## FAO / WHO 合同食品規格計画

## 第 37 回食品表示部会

日時 : 2009 年 5 月 4 日 (月) ~5 月 8 日 (金)  
 場所 : カルガリー (カナダ)

## 議 題

1.	議題の採択
2.	部会に付託された事項
3.	コーデックス規格案における表示事項の検討
4.	FAO 及び WHO からの付託事項：食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略の実施について
a)	任意又は義務的に常に表示される栄養成分リストに関する栄養表示ガイドライン改訂案 (ステップ 4)
b)	義務的栄養表示に関する討議文書
c)	栄養表示の読みやすさについての基準・原則提案 (ステップ 4)
d)	食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略で特定された食品原材料を取扱う表示規定に関する討議文書
5.	有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン
a)	修正案 (付属文書 1) : 他の果実へのエチレンの追加 (ステップ 7)
b)	修正原案 (付属文書 2) : ロテノンの削除 (ステップ 4)
6.	遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品及び原材料の表示
a)	包装食品の表示に関する一般規格の修正案 (遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品の表示に関する勧告案) : 定義 (ステップ 7)
b)	遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品に関する勧告原案 (ステップ 4)
7.	食品表示に関するコーデックステキストの編集上の修正
8.	包装食品の正味量表示に関する OIML の勧告に沿った包装食品の表示に関する一般規格の修正
9.	規格化された食品の一般名称の他の食品への使用に関する討議資料
10.	その他の事項、今後の作業及び次回会合の日程及び開催地
11.	報告書の採択

※ 標記会合に先立ち、2009 年 5 月 2 日 (土) に「食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略の実施について」に関する作業部会が開催された。

## 第 37 回食品表示部会 (CCFL) 概要

## 1 開催日及び開催場所

日 時：2009 年 5 月 4 日 (月) ～5 月 8 日 (金)

場 所：カルガリー (カナダ)

## 2 参加国及び国際機関

63 加盟国、1 加盟機関 (EC)、24 国際機関 (参加者総数 201 名)

## 3 我が国からの参加者

厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課 国際食品室長 池田 千絵子

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課

新開発食品保健対策室 保健機能係長 泉水 玲子

厚生労働省医薬食品局食品安全部参与 吉倉 廣

テクニカルアドバイザー

東京大学医学部附属病院企画情報運営部企画経営部長 小池 創一

## 4 議論の概要

主要議題は以下のとおり。

#### 議題 4 FAO 及び WHO からの付託事項：食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略の実施について

2004 年 5 月の WHO 総会にて採択された、生活習慣病の疾病率と死亡率の低減を目指した取組のための戦略 (WHO 世界戦略) に関し、コーデックスとしてどのような対応が可能か、表示部会と栄養・特殊用途食品部会に対して検討が求められているもの。部会では、本部会に先立ち開催された作業部会の報告に基づき議論が行われ、以下の事項が合意された。

##### a) 任意又は義務的に常に表示される栄養成分リストに関する栄養表示ガイドライン改訂案 (ステップ 4)

栄養成分リストに加えるかどうかは、(1) 公衆衛生上の重要性 (2) 消費者が健康に資する食品を選択できるような情報提供に資するかどうか (3) 実行可能性の 3 点のクライテリアに基づき、判断されるべきであることが合意された。それに基づく、熱量、たんぱく質、脂質、糖質に加えて、飽和脂肪酸をリストに追加すべきであることが合意されたが、糖類、添加した糖類、トランス脂肪酸については合意が得られなかった。また、コレステロールはリストに追加すべきではないことで合意された。ナトリウムについては、リストに加えるべきであることは概ね合意が得られたが食塩と表記すべきか、ナトリウムと表記すべきかについては意見が分かれ、食物繊維についてはさらなる議論が必要とされ

た。

さらに、費用と便益や公衆衛生上の必要性についても世界的な動向と各国固有の動向との兼ね合いについても配慮が必要であることが確認され、ステップ3として各国のコメントを求め、次回部会で議論することとなった。

#### **b) 義務的栄養表示に関する討議文書**

義務的表示については、a) 任意又は義務的に常に表示される栄養成分リストに関する栄養表示ガイドライン改訂案の議論の後で進めることで合意されていることから、義務的表示を行う場合の問題点等を指摘するにとどめ、引き続きオーストラリアが電子作業部会の議長を務め、討議文書を改訂することとされた。

#### **c) 栄養表示の読みやすさについての基準・原則原案 (ステップ4)**

消費者教育や理解度に左右される” readability” を標題から削除すること及び数値で表示する場合の数字の丸め方は各国で決めるべきであることには合意したが、様式、最小フォントサイズを決めるかどうか、除外規定等には合意が得られず、原案をステップ3として各国のコメントを求め、次回議論することとされた。

#### **d) 食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略で特定された食品原材料を取扱う表示規定に関する討議文書**

ノルウェーを議長として電子作業部会が行われていたものの最終的な報告書が間に合わなかったため、WHOの世界戦略にリストアップされた食品原材料（果物、野菜、豆類、全粒穀類、木の実、遊離糖類、食塩(ナトリウム)）に限って引き続き電子作業部会（ノルウェー、カナダ議長）で討議文書を作成し、次回部会で議論することで合意した。

### **議題5 有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン**

「有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン」(GL 32-1999, Rev. 1-2001) に関し、キウイフルーツとバナナ以外の果実へのエチレンの追加(ステップ6)及び魚毒性の高いロテノンの「使用可能な農薬リストからの削除」について検討を行うこととなっていたもの。

#### **a) 修正案(付属文書1) : 他の果実へのエチレンの追加 (ステップ7)**

キウイフルーツとバナナの追熟目的以外の熱帯果実への適用拡大については、必要であるという意見が多く出たものの科学的根拠を示した国がなかったことから、「有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン」セクション5. 1のクライテリアに合致する科学的根拠について、各国にコメントを求めるためステップ6に戻すことが合意された。

#### **b) 修正原案(付属文書2) : ロテノンの削除 (ステップ4)**

第36回部会において我が国が提案した魚毒性の強いロテノン(デリス根に含まれる殺虫目的で使用する資材)を有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドラインの使用許可資材から削除するか、または、使用に際しては水系に入らないよう限定することとの注釈を追加する作業については、我が国を含めマリ、ノルウェー、カナダ等削除に賛

成する国もあったものの、代替物が手に入らない国もあること、環境や公衆衛生への重大な悪影響なしに広く使われており、容易に分解すること等から、使用に際しては水系に入らないよう限定することとの注釈を追加することで合意し、ステップ5A で第32回総会に諮ることが合意された。

#### 議題6 遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品及び原材料の表示

- a) 包装食品の表示に関する一般規格の修正案（遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品の表示に関する勧告案）：定義（ステップ7）
- b) 遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品の表示に関する勧告原案（ステップ4）

1993年以降、遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品及び原材料の表示に関するガイドライン策定について議論してきたが、第36回部会（2008年）において、ステップ4となっていた、ガイドライン原案に代えて、今後は、2008年1月にガーナにおいて開催された作業部会で作成した文書（現行のコーデックス文書に掲載されている表示の規定のうち、遺伝子操作技術由来／遺伝子組換え食品及び原材料の表示にも適用できる規定を整理した作業文書）をベースとして議論を進めていくことが合意された。

しかし、20年近い歳月が費やされながらコンセンサスに至っておらず、近い将来にコンセンサスが得られる見込みもないこと、「食事、運動及び健康に関するWHOの世界的な戦略」の実施等、より緊急の公衆衛生上の課題に投入すべきことができた人的・財政的資源が既に投入されていることを考慮に入れると、本作業は中止されるべきと主張した国（米国、アルゼンチン等）と、20年の間に進捗が見られているし、特に多くの開発途上国がCodexの遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品の表示のガイダンスを必要としていること、この観点で勧告原案は有用でありうること、消費者の選択に資する観点から義務表示が必要であると主張する国（EC、マリ等）とで意見が分かれたが、作業の継続に多くの支持があったことから、議論が継続されることとなった。

各論では、「勧告」原案の冒頭部分について、様々な意見が出され、意見がまとまらなかったため、議長より少なくとも3会期間作業を中断することが提案されたが、反対意見が多かったため、「勧告」原案は、冒頭部分のオプションを増やしてステップ3、「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格」における定義については、ステップ7のままとして議論を継続することが合意された。

(参考)

食品表示部会（CCFL）の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
有機食品に関するガイドライン修正原案（附属文書2）：ロテノンの削除	ステップ5A	第32回CAC
有機食品に関するガイドライン修正案（附属文書1）：他の果実へのエチレンの追加	ステップ6	第38回CCFL
包装食品の表示に関する一般規格の修正案（遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品の表示に関する勧告原案）：定義	ステップ7	第38回CCFL
任意又は義務的に常に表示される栄養成分リストに関する栄養表示ガイドライン改訂原案	ステップ3	第38回CCFL
栄養表示の読みやすさについての基準・原則原案	ステップ3	第38回CCFL
遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品の表示に関する勧告原案	ステップ3	第38回CCFL